

# 環境 しょうばら

## 次世代へつなぐ 庄原の里山環境

No. 6

発行日	令和4年9月5日
発行元	環境建設部環境政策課
TEL	0824-72-1398
FAX	0824-72-5517
mail	Kankyo- seisaku@city.shobara.lg.jp

### 古着類の分別にご協力をお願いします

「再利用（リユース）・リサイクルの推進」と「燃えるごみの減量化」のため、市では平成29年4月から古着の回収をしています。収集された古着類は、再利用または手袋やクッション材などにリサイクルされます。

#### ① 古着類の対象になるか確認しましょう

古着類	燃えるごみ	粗大ごみ
<ul style="list-style-type: none"> <li>● スーツ</li> <li>● ジャケット</li> <li>● ジャンパー</li> <li>● コート</li> <li>● セーター</li> <li>● Tシャツ</li> <li>● ポロシャツ</li> <li>● ワイシャツ</li> <li>● トレーナー</li> <li>● スラックス</li> <li>● ジーンズ</li> <li>● スカート</li> <li>● ワンピース</li> <li>● 下着類</li> <li>● 子供服</li> <li>● 着物</li> <li>● シーツ</li> <li>● タオル</li> <li>● くつ下</li> <li>● カーテン</li> <li>● ハンカチ</li> <li>● ネクタイ</li> <li>● マフラー</li> <li>● 手ぬぐい など…</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● ストッキング</li> <li>● 中に綿が入っている（ダウンジャケット・はんでんなど）</li> <li>● 靴類</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 掛・敷布団</li> <li>● 毛布などの寝具</li> <li>● こたつ用布団</li> <li>● マットレス</li> </ul>

#### ② どんな状態か判別しましょう

##### 古着類

- ・再利用できる状態のきれいなもの
- ・洗濯し、たたんである
- ・名前の刺繍等も気にならない



##### 燃えるごみ

- ・目に見える汚れや破損部分がある
- ・再利用されることに抵抗がある
- ・ペット用に使っていた



#### ③ 青色の指定袋に入れてください

※古着と燃えるごみは同じ指定袋を使用しますが、古着類としてリサイクルする場合は、古着類のみを指定袋へ入れてください。

#### ④ 決められた収集日にゴミステーションに出してください

収集日当日の8時までに、決められた集積場に出してください。

【収集日】月1回 ※曜日は地域によって異なります。

- 指定袋は同じですが、「古着類」と「燃えるごみ」は別々に入れてください。
- ボタン・ファスナーなどは取らないで出してください。
- 汚れているものは、可能な限り金具を取り除いて「燃えるごみ」として出してください。

#### 持ち込みするときは



庄原市リサイクルプラザに庄原市の指定袋（青色）に入れて持ち込んでください。無料でお引き受けします。

庄原市リサイクルプラザ

〒727-0013 庄原市是松町 20 番地 25

☎0824-72-5517



# 家電6品目の廃棄・戸別収集について

家電リサイクル法は、特定の家電製品を回収し、廃棄物の減少及び資源の有効利用を促進するために制定された法律です。

●エアコン●テレビ●電気冷蔵庫●電気冷凍庫●電気洗濯機●衣類乾燥機の6品目は製造業者に回収が義務付けられており、廃棄する場合は所有者に引き取り料金の負担が求められます。

廃棄に当たっては、以下の手続きをお願いします。

- **買い替え**をする場合・・・買い替えをするお店へ使わなくなった製品の引き取りを依頼してください
- **処分だけ**する場合・・・購入したお店へ処分する製品の引き取りを依頼してください
- **引き取りを依頼出来ない**場合・・・処分する前に家電リサイクル料金を支払う必要があります。

## 1. 事前準備

処分予定の家電についてメモする（リサイクル料金を支払う際に必要な情報です）

メモする内容：●メーカー名 ●画面のサイズ（テレビの場合） ●内容積（冷蔵庫・冷凍庫の場合）

## 2. メモを持って、郵便局で家電リサイクル料金を支払う

※一部の簡易郵便局では家電リサイクル券の取り扱いがない場合がありますので、事前にお近くの郵便局へご確認ください。

- (1) 貯金窓口で家電リサイクル券をもらう
- (2) メモした内容を家電リサイクル券に記入する
- (3) 貯金窓口で家電リサイクル料金を支払う

## 3. 家電リサイクル券（現品貼付用紙）と家電を持って、いずれかで処分する

### 方法① 自分で引き取り業者へ持ち込む

自分で引き取り業者へ持ち込みをする場合は、次の場所に持ち込みをしてください。

岡山県貨物運送(株) 三次営業所

三次市東酒屋町 306-40 【三次工業団地内】  
☎0824-62-1273

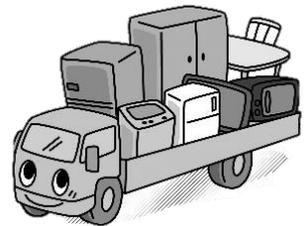
西濃運輸(株) 三次営業所

三次市三次町 1642-1 【もののけミュージアム（三次文化会館跡地）北隣】  
☎0824-62-4415

### 方法② リサイクルプラザ・東城クリーンセンターへ持ち込む（収集運搬料金：2,610円/台）

リサイクルプラザ【平日、第2・4日曜日 9時～15時】  
〒727-0003 是松町 20 番地 25 ☎0824-72-1398

東城クリーンセンター【平日、第2・4日曜日 9時～16時】  
〒729-5122 東城町久代 6671 番地 2 ☎08477-2-0214



### 方法③ 戸別収集を申し込む（環境政策課または、各支所にお申し込みください。）

- 申込締切：【後期】令和5年2月10日（金）まで（2月20日～28日の収集）
- 申込時に必要な情報：●住所・氏名・電話番号●家電の種類、大きさ、台数
- 注意事項とお願い
  - ・ 収集日までに、郵便局の貯金窓口で家電リサイクル料金の支払いを済ませてください。
  - ・ 当日は収集運搬料金（3,660円/台）を現金でお支払いいただきます。

環境標語（令和3年度環境標語コンクール）

温暖化 地球も限界 あるんだよ

永末小学校6年 三上 来人

